

～ よくある質問 ～

1 申請全般について

(質問 1) 経営力向上計画の申請から認定までどの位の期間がかかりますか。

(答) 申請から認定までの標準処理期間は 30 日 (事業分野が他省庁の所管にまたがる場合は 45 日) です。

なお、申請書の内容に不備がある場合には、当局からの照会や修正依頼等が生じ、手続きに時間がかかる場合がありますので、余裕を持って申請手続きを行ってください。

(質問 2) 経営力向上計画は、いつまでに申請すればよいのですか。

(答) 計画の申請自体には、特に期限はありません。

(質問 3) 経営力向上計画の開始月を過去に遡って設定できますか。

(答) 計画期間は将来の期間を設定することが原則ですが、既に計画が開始されている場合は、2ヶ月を限度として遡ることができます。また、経営力向上のための設備を取得した後に申請する場合は、設備取得から 60 日以内に申請書を提出することが必要です。

(質問 4) 事業開始間もない事業所でも申請はできますか。

(答) 先ず、経営力向上計画の申請者の要件である特定事業者等に該当するためには、法人にあっては法人登記が行われていること、また、個人事業主にあっては開業届が提出されていることが必要です。

次に、経営力向上計画は従前と比して経営力向上のための具体的な取組が必要であり、事業所の設立、事業の開始に合わせて必要な設備を導入するといったものは認定できません。

一方、「5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標 A 現状 (数値)」欄には、計画開始前の実績値を記載することが必要ですので、事業開始後の期間が短く実績値を算出できないような場合は申請できません。

但し、事業開始後の期間が比較的短くても、例えば 4ヶ月の実績を有しており、これを 3 倍して 1 年間に換算する等、比較可能な実績値として算出できれば記載は可能です。

(質問 5) 決算月までに経営力向上計画の認定を受ける必要があるが、いつまでに申請すればよいのですか。

(答) 計画の認定に要する期間は、標準処理期間を基本としていますので、例えば、特定事業者等における決算月が 5 月の場

合、遅くとも4月下旬（事業分野が他省庁の所管にまたがる場合は4月中旬）には申請書が提出されていることが必要となりますので、ご留意願います。

（質問6）申請書の記載内容等に不備があった場合、どのように取り扱われますか。

（答）申請書の記載内容等に不備があった場合には、必ず当局から連絡を行い、不備となっている部分の説明をし、修正等の依頼をします。

（質問7）申請書を提出したが、書類等の不備により不認定となることはあるのですか。

（答）制度上はあり得ますが、書類等に不備があれば必ず修正等の連絡を行うなどの対応をしていますので、全く連絡せずに不認定となることはありません。

（質問8）既に経営力向上計画の認定を受けているが、計画の見直しや経営力向上設備等を追加したい場合はどのようにしたらよいのですか。

（答）計画の見直しや設備を追加する変更申請をしてください。

また、変更申請に当たっては、様式第3の「認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書」を利用してください。

なお、資金調達額の若干の変更や法人の代表者の交代等、先に認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

（質問9）事業分野が複数ある場合など提出先（宛名）が複数ある場合は、申請書は2通必要ですか。

（答）提出先（宛名）が複数ある場合は、申請書に並記し、いずれか一カ所に提出すればよいことになっています。

（質問10）医療業の対象設備について教えてほしい。

（答）医療保健業を行う事業者が取得する医療機器、建物附属設備については、中小企業経営強化税制の適用を受けることはできません。他の税制措置（高額医療機器特別償却制度）の利用を検討してください。

II 申請書の記載方について

（質問1）申請日はいつ時点の日付を記載するのですか。

（答）基本的には、申請書（経営力向上計画）を提出する日を記載してください。

(質問 2) 申請書等の「名称及び代表者の氏名」欄に押印する必要がありますか。

(答) 計画認定申請書 (様式 1 , 2)、変更計画認定申請書 (様式 3)、事業承継報告書 (様式 4)、発電設備等の概要等に関する報告書、チェックシート (新規用、変更用) において、押印が廃止されています。

(質問 3) 法人番号を確認する方法は何かありますか。

(答) 国税庁の法人番号公表サイトにおいて、法人の商号や所在地などから法人番号を調べることができます。

(質問 4) 「 3 実施時期」欄について、期間は何年に設定すればよいのですか。

(答) 計画の期間は、計画開始月から起算して、① 3 年 (36 ヶ月)、② 4 年 (48 ヶ月)、③ 5 年 (60 ヶ月) のいずれかの期間を設定してください。

【 例 (計画が 3 年の場合) : 令和 2 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 】

(質問 5) 「 6 経営力向上の内容 (3) 具体的な実施事項」欄において、該当する事業分野別指針がない場合、何に基づき計画を記載するのでですか。

(答) 該当する指針がない場合には、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づき、経営力向上に向けた取組を記載することになります。

経営力向上の内容は、例示として以下の事項が示されていますが、設備投資等を含め経営力向上に向けた具体的な取組を記載してください。

- (1) 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成
- (2) 組織の活力の向上による人材の有効活用
- (3) 財務内容の分析の結果の活用
- (4) 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用
- (5) 経営効率の向上のための情報システムの構築
- (6) 経営資源の組合せ (他の事業者から取得又は提供された経営資源を利用する場合に限る。)

なお、基本方針を用いる場合には「事業分野別指針の該当箇所」欄は空欄としてください。

(質問 6) 「 6 経営力向上の内容 (1) 現に有する経営資源を利用する取組、(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組」欄について、どのように記載すればよいのですか。

(答) (1) は、既に保有している経営資源 (土地、建物、設備及び人材

等)を利用した取組を行う場合は「有」を選択してください。

一方、(2)は事業承継等(吸収合併、新設合併、吸収分割等)により、他者から取得した経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択してください。(1)、(2)のうち、少なくともいずれか一方は「有」と記載してください。

(質問7)「8 経営力向上設備等の種類」欄の各項目欄は必ず記載が必要なのですか。

(答)税制軽減措置(A類型・B類型・C類型・D類型)の適用を受ける場合には、その対象設備等を記載する必要があります。この場合、当該設備が税制軽減措置の対象であることを示す工業会等の証明書(写し)あるいは経済産業局の確認書(写し)が必要となります。

なお、税制軽減措置の適用を受けない場合は記載不要です。

(質問8)「8 経営力向上設備等の種類 設備等の名称/型式」欄はどのように記載すればよいのですか。

(答)「工業会等の証明書」又は「経済産業局の確認書」に沿って、これら証明書等に記載されている設備等の名称や型式を省略することなく、そのまま記載してください。

(質問9)「工業会等の証明書又は経済産業局の確認書」について、現在、発行手続きを行っているところであり、これを待たずに申請書を提出してよいですか。

(答)申請は受け付けますが、税制軽減措置の適用を受ける場合には、「工業会等の証明書(写し)又は経済産業局の確認書(写し)」がないと認定できませんので、できるだけ早く提出してください。

(質問10)「2 事業分野と事業分野別指針名」欄について、複数分野の事業を行っている場合、どのように記載すればよいですか。

(答)経営力を向上させたい事業分野が複数ある場合には、事業分野欄に複数の事業分野を並記してください。また、事業分野別指針名も複数にまたがる場合には該当する指針名を事業分野同様に並記してください。